

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年十二月二十四日から令和七年四月二十四日まで奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年十二月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン富雄南

所在地 奈良市石木町三五五番地ほか二十二筆

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

三 変更する年月日

令和六年十二月十五日

四 届出年月日

令和六年十二月十三日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年十二月二十四日から令和七年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで